

【参考資料】

令和5年第3回奥州市議会定例会

条例議案 新旧対照表

議案第2号	奥州市立小中学校条例の一部を改正する条例 〔奥州市立小中学校条例 奥州市立学校給食センター条例〕
議案第3号	奥州市立幼稚園条例の一部を改正する条例
議案第4号	奥州市立保育所条例の一部を改正する条例
議案第5号	衣川高齢者コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
議案第6号	奥州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第8号	胆沢高齢者総合福祉施設ぬくもりの家条例を廃止する条例 〔奥州市高齢者生活支援ハウス運営事業手数料条例〕

奥州市立小中学校条例新旧対照表

改 正 後		現 行	
(小学校の設置)		(小学校の設置)	
第2条 市立の小学校を次のとおり設置する。		第2条 市立の小学校を次のとおり設置する。	
名 称	位 置	名 称	位 置
略	略	略	略
奥州市立羽田小学校	奥州市水沢羽田町字洗田362番地	奥州市立羽田小学校	奥州市水沢羽田町字洗田362番地
略	略	奥州市立黒石小学校	奥州市水沢黒石町字長根2番地15
略	略	略	略
奥州市立若柳小学校	奥州市胆沢若柳字箸塚181番地	奥州市立若柳小学校	奥州市胆沢若柳字箸塚181番地
略	略	奥州市立胆沢愛宕小学校	奥州市胆沢若柳字愛宕350番地
略	略	略	略

奥州市立学校給食センター条例新旧対照表

改 正 後			現 行		
(名称、位置及び所管学校)			(名称、位置及び所管学校)		
第2条 給食センターの名称、位置及び所管学校は、次のとおりとする。			第2条 給食センターの名称、位置及び所管学校は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管学校	名称	位置	所管学校
略	略	略	略	略	略
奥州市立真城学校給食センター	奥州市水沢真城字高田44番地 1	奥州市立真城小学校 奥州市立姉体小学校 奥州市立羽田小学校	奥州市立真城学校給食センター	奥州市水沢真城字高田44番地 1	奥州市立真城小学校 奥州市立姉体小学校 奥州市立羽田小学校 <u>奥州市立黒石小学校</u>
略	略	略	略	略	略
奥州市立胆沢学校給食センター	奥州市胆沢小山字菅谷地123番地 2	奥州市立胆沢第一小学校 奥州市立南都田小学校 奥州市立若柳小学校 奥州市立衣川小学校 奥州市立衣里小学校 奥州市立胆沢中学校 奥州市立衣川中学校	奥州市立胆沢学校給食センター	奥州市胆沢小山字菅谷地123番地 2	奥州市立胆沢第一小学校 奥州市立南都田小学校 奥州市立若柳小学校 <u>奥州市立胆沢愛宕小学校</u> 奥州市立衣川小学校 奥州市立衣里小学校 奥州市立胆沢中学校 奥州市立衣川中学校

奥州市立幼稚園条例新旧対照表

改 正 後			現 行		
(名称、定員及び位置)			(名称、定員及び位置)		
第2条 幼稚園の名称、定員及び位置は、次のとおりとする。			第2条 幼稚園の名称、定員及び位置は、次のとおりとする。		
名称	定員	位置	名称	定員	位置
奥州市立小山東幼稚園	160人	奥州市胆沢小山字後大畑116番地	奥州市立佐倉河幼稚園	160人	奥州市水沢佐倉河字曾根15番地
			奥州市立羽田幼稚園	80人	奥州市水沢羽田町字並柳39番地
			奥州市立岩谷堂幼稚園	80人	奥州市江刺南町4番8号
			奥州市立小山東幼稚園	160人	奥州市胆沢小山字後大畑116番地
			奥州市立南都田幼稚園	160人	奥州市胆沢南都田字塚田214番地 4
			奥州市立若柳幼稚園	80人	奥州市胆沢若柳字相馬檀28番地

奥州市立保育所条例新旧対照表

改 正 後			現 行		
(名称、定員及び位置)			(名称、定員及び位置)		
第2条 保育所の名称、定員及び位置は、次のとおりとする。			第2条 保育所の名称、定員及び位置は、次のとおりとする。		
名称	定員	位置	名称	定員	位置
奥州市立いずみ保育園	60人	奥州市水沢字田小路67番地	奥州市立いずみ保育園	60人	奥州市水沢字田小路67番地
奥州市立田原保育所	65人	奥州市江刺田原字大日前105番地	奥州市立みなみ保育園	60人	奥州市水沢真城字上野307番地 1
			奥州市立田原保育所	65人	奥州市江刺田原字大日前105番地
			奥州市立江刺南保育所	60人	奥州市江刺藤里字外ノ沢304番地 7
略	略	略	略	略	略

衣川高齢者コミュニティセンター条例新旧対照表

改 正 後				現 行			
別表（第8条、第9条関係）				別表（第8条、第9条関係）			
入 浴 部 屋	区分		使用料	備考			
	大人		700円	中学生以上			
	小人		350円	小学生			
	広間		6,000円	貸切使用の場合のみ徴収する。			
	小部屋		3,000円				
備考				備考			
1 略				1 略			
2 次に掲げる者の使用料は、この表の規定にかかわらず、入浴の場合に限り、大人1人につき500円とし、小人1人につき250円とする。				2 次に掲げる者の使用料は、この表の規定にかかわらず、使用時間3時間以下の場合に限り、大人1人につき400円とし、小人1人につき200円とする。			
(1) 略				(1) 略			
(2) 都道府県知事（地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあつては、市長）の発行する知的障害者療育手帳の交付を受けている者				(2) 都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては、市長）の発行する知的障害者療育手帳の交付を受けている者			
(3)～(5) 略				(3)～(5) 略			
3 略				3 略			

奥州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 後	現 行
附 則 1 略 (職員の経過措置) 2 当分の間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したものの(その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。)」とする。	附 則 1 略 (職員の経過措置) 2 この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(令和5年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。

奥州市高齢者生活支援ハウス運営事業手数料条例新旧対照表

改 正 後	現 行																																
<u>奥州市高齢者生活支援ハウス事業手数料条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、市が行う<u>高齢者生活支援ハウス事業</u>（以下「事業」という。）及び事業を利用する者<u>（以下「利用者」という。）</u>から徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。 第3条 事業において利用できる実施施設（以下「支援ハウス」という。）は、次のとおりとする。 <table><tr><th>施設名</th><th>所在地</th></tr><tr><td><u>江刺高齢者生活福祉センター</u></td><td><u>奥州市江刺岩谷堂字下惣田290番地 1</u></td></tr><tr><td><u>奥州市高齢者生活支援ハウスぬくもりの家</u></td><td><u>奥州市胆沢南都田字大持30番地</u></td></tr><tr><td><u>奥州市衣川生活支援ハウス</u></td><td><u>奥州市衣川古戸49番地</u></td></tr></table> (支援ハウスの定員及び利用期間) 第4条 <u>支援ハウスごとの定員は10人とし、利用できる期間は、次のとおりとする。ただし、支援ハウスを利用する者（以下「利用者」という。）の家庭環境等を勘案して、期間の延長が必要と市長が認めた場合は、これを延長することができる。</u> <table><tr><th>施設名</th><th>利用期間</th></tr><tr><td><u>江刺高齢者生活福祉センター</u></td><td><u>6 月</u></td></tr><tr><td><u>奥州市高齢者生活支援ハウスぬくもりの家</u></td><td><u>1 年</u></td></tr><tr><td><u>奥州市衣川生活支援ハウス</u></td><td><u>6 月</u></td></tr></table> 第3条・第4条 略 別表（第3条関係） 表 略	施設名	所在地	<u>江刺高齢者生活福祉センター</u>	<u>奥州市江刺岩谷堂字下惣田290番地 1</u>	<u>奥州市高齢者生活支援ハウスぬくもりの家</u>	<u>奥州市胆沢南都田字大持30番地</u>	<u>奥州市衣川生活支援ハウス</u>	<u>奥州市衣川古戸49番地</u>	施設名	利用期間	<u>江刺高齢者生活福祉センター</u>	<u>6 月</u>	<u>奥州市高齢者生活支援ハウスぬくもりの家</u>	<u>1 年</u>	<u>奥州市衣川生活支援ハウス</u>	<u>6 月</u>	<u>奥州市高齢者生活支援ハウス運営事業手数料条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、市が行う<u>生活支援ハウス運営事業</u>（以下「事業」という。）及び事業を利用する者から徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。 <u>(事業の実施施設)</u> 第3条 事業において利用できる実施施設（以下「支援ハウス」という。）は、次のとおりとする。 <table><tr><th>施設名</th><th>所在地</th></tr><tr><td><u>江刺高齢者生活福祉センター</u></td><td><u>奥州市江刺岩谷堂字下惣田290番地 1</u></td></tr><tr><td><u>奥州市高齢者生活支援ハウスぬくもりの家</u></td><td><u>奥州市胆沢南都田字大持30番地</u></td></tr><tr><td><u>奥州市衣川生活支援ハウス</u></td><td><u>奥州市衣川古戸49番地</u></td></tr></table> <u>(支援ハウスの定員及び利用期間)</u> 第4条 <u>支援ハウスごとの定員は10人とし、利用できる期間は、次のとおりとする。ただし、支援ハウスを利用する者（以下「利用者」という。）の家庭環境等を勘案して、期間の延長が必要と市長が認めた場合は、これを延長することができる。</u> <table><tr><th>施設名</th><th>利用期間</th></tr><tr><td><u>江刺高齢者生活福祉センター</u></td><td><u>6 月</u></td></tr><tr><td><u>奥州市高齢者生活支援ハウスぬくもりの家</u></td><td><u>1 年</u></td></tr><tr><td><u>奥州市衣川生活支援ハウス</u></td><td><u>6 月</u></td></tr></table> 第5条・第6条 略 別表（第5条関係） 表 略	施設名	所在地	<u>江刺高齢者生活福祉センター</u>	<u>奥州市江刺岩谷堂字下惣田290番地 1</u>	<u>奥州市高齢者生活支援ハウスぬくもりの家</u>	<u>奥州市胆沢南都田字大持30番地</u>	<u>奥州市衣川生活支援ハウス</u>	<u>奥州市衣川古戸49番地</u>	施設名	利用期間	<u>江刺高齢者生活福祉センター</u>	<u>6 月</u>	<u>奥州市高齢者生活支援ハウスぬくもりの家</u>	<u>1 年</u>	<u>奥州市衣川生活支援ハウス</u>	<u>6 月</u>
施設名	所在地																																
<u>江刺高齢者生活福祉センター</u>	<u>奥州市江刺岩谷堂字下惣田290番地 1</u>																																
<u>奥州市高齢者生活支援ハウスぬくもりの家</u>	<u>奥州市胆沢南都田字大持30番地</u>																																
<u>奥州市衣川生活支援ハウス</u>	<u>奥州市衣川古戸49番地</u>																																
施設名	利用期間																																
<u>江刺高齢者生活福祉センター</u>	<u>6 月</u>																																
<u>奥州市高齢者生活支援ハウスぬくもりの家</u>	<u>1 年</u>																																
<u>奥州市衣川生活支援ハウス</u>	<u>6 月</u>																																
施設名	所在地																																
<u>江刺高齢者生活福祉センター</u>	<u>奥州市江刺岩谷堂字下惣田290番地 1</u>																																
<u>奥州市高齢者生活支援ハウスぬくもりの家</u>	<u>奥州市胆沢南都田字大持30番地</u>																																
<u>奥州市衣川生活支援ハウス</u>	<u>奥州市衣川古戸49番地</u>																																
施設名	利用期間																																
<u>江刺高齢者生活福祉センター</u>	<u>6 月</u>																																
<u>奥州市高齢者生活支援ハウスぬくもりの家</u>	<u>1 年</u>																																
<u>奥州市衣川生活支援ハウス</u>	<u>6 月</u>																																